

～兵庫県と県内のすべての市町からのお知らせです～
個人住民税の特別徴収実施のご案内

▶問合せ 税務グループ ☎079 (435) 0358

兵庫県と県内すべての市町は連携して、個人住民税の特別徴収を推進しています。
 従業員の方の個人住民税は、特別徴収で納めましょう！

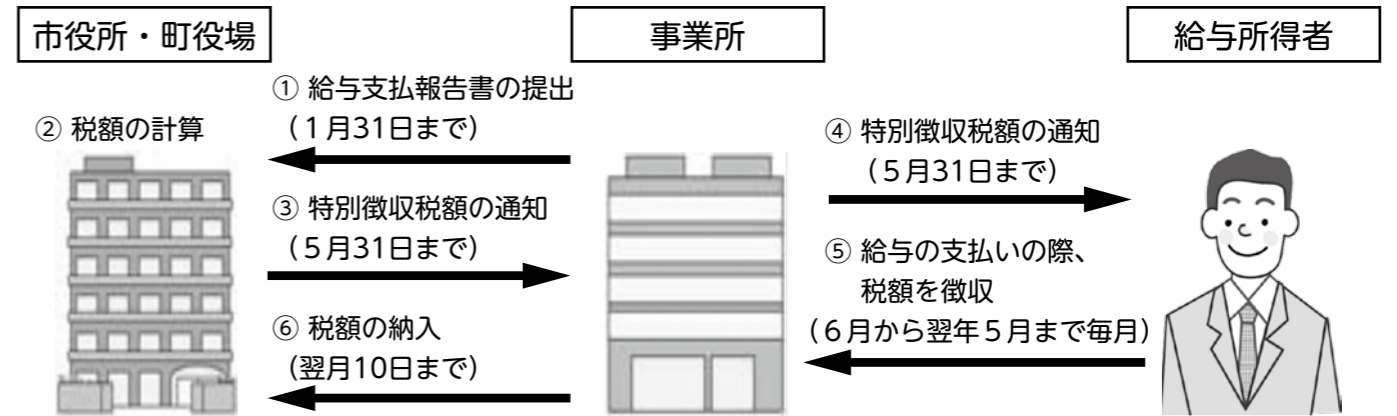
**個人住民税の特別徴収を
 実施していない事業主の皆さまへ**

個人住民税の特別徴収とは、給与支払者が、所得税の源泉徴収と同様に、毎月従業員の方の給与から住民税（市町民税+県民税）を天引きし、従業員の方に代わって、市町に納入していただく制度です。

◆この制度は、地方税法及び各市町の条例の規定により、所得税の源泉徴収を行う全ての事業主（給与支払者）の方に義務づけられています。

- ◆特別徴収が不要なケースは法令で定められており、例えば、事業主の方の希望に応じて特別徴収を実施しないことを選択できるものではありません。
- ◆従業員の方にとっては、①年4回納める普通徴収に比べ、毎月の給与天引き（年12回払い）になるので1回あたりの納税額が少なくて済む、②直接金融機関に向く手間がなくなる、③納付忘れを防げるといったメリットがあります。

特別徴収の方法による納税のしくみ



県民緑税の実施期間延長

兵庫県では、県民共通の財産である「緑」の保全・再生を社会全体で支え、県民総参加で取り組むため、平成18年度から導入している「県民緑税」（県民税均等割の超過課税）の実施期間を平成32年度まで5年間延長します。

- ▶税率 個人800円、法人は均等割額の10%相当額（2,000円～80,000円）（年額）
- ▶活用事業 災害に強い森づくり、県民まちなみ緑化事業
- ▶問合せ 兵庫県税務課 ☎078 (362) 3086

フェニックス共済に加入しましょう

▼問合せ 東播磨県民局総務防災課 ☎079 (421) 9007

皆さん、住宅再建共済制度「フェニックス共済」への加入はお済みですか？

フェニックス共済とは兵庫県が提供する「住まい再建のしくみ」です。

●住宅再建共済制度
 年額5千円の共済負担金で自然災害での半壊以上の住宅の再建に対し、最大600万円を給付。

●一部損壊特約
 住宅再建共済制度加入者のうち希望される方で、負担金年額500円で一部損壊（損害割合10%以上20%未満）の住宅に対し25万円を給付。

●家財再建共済制度
 年額1千500円の共済負担金で自然災害での半壊または、
 フェニックス共済の詳しい内容や加入手続きに関する説明会を開催します。
 床下浸水に対し、最大50万円を給付
 内容を詳しく説明する説明会を開催します。
 ぜひこの機会に疑問点を解消し、加入手続きも済ませましょう！
 ▼場所 役場第1庁舎1階ロビー
 ▼日時 12月7日(月)～11日(金) 各日午前10時～午後4時
 ※加入手続きを希望される方は、振替用の金融機関口座番号と届出印またはクレジットカードをご持参ください。

みんなの知恵を持ち寄って！行政懇談会

▼問合せ 企画グループ ☎079 (435) 0356

町長・幹部職員が地域に出向き、町の将来像である「まちがいきいききらめくはりま」の実現に向けて、まちづくりに関するご意見、ご要望などを直接住民の方からお聞きし、今後の町政に反映させることを目的に開催するものです。

テーマ 「平成27年度予算」
 宮山自治会
 日時 9月24日
 午後7時30分～9時
 場所 宮山公民館
 参加者 27人



自治 ソウブチ池においては、アシなどが生え、その穂綿が風で飛散し困っている。何とか改善できないか
 行政 基本的にソウブチ池は、

現在も農業用水として利用されており、水利組合の所有であり、町としては、これらの問題に対しては、これまで何度も協議を重ねてきており、現状もよく理解している。ため池としての水辺は保つべきと考え、その環境は何か改善していきたいと考えている。水利組合においても、今の状態について認識されており、年2回アシの刈り取りをされている。放っているわけではない。引き続き環境面についても改善を求めている。

自治 図書館改修事業におけるエレベーターの改修とあるがその内容は
 行政 図書館のカウンターの後ろから中に入ったところにあるエレベーターで、このたびの改修は、現在の耐震基準に適合させるために実施するもの
 自治 役場窓口の若い職員は、大変親切ですがごく感じが悪い
 行政 ありがとございます。このたびの職員採用の募集において、自治会でも回覧いただいたことで町内からの応募者も増えた。団塊世代の大量退職が続く中、今後職員採用に関する回覧についてもご協力願いたい
 自治 個人が設置する防犯カメラに対して、補助の対象になるか
 行政 補助の対象は、自治会が設置するものに限られている。県から8万円の補助に対し町からも8万円の補助を行っている。これを活用いただき、効果的な場所に自治会で設置いただけたらと思う
 自治 であいの道において、スピードを出して走る自転車などに対して、看板などを設置し注意喚起できないか
 行政 であいの道へ侵入する道路には、バイクや自転車の乗り入れを遠慮してもら

う看板を設置し徐行をお願いしているところ。であいのみちは、公園の園路で遊歩道になっており、看板の設置については景観の問題もあり可能な範囲で対応を検討する
 自治 住民票などのコンビニ交付は、いつから利用できるのか
 行政 平成28年1月から利用開始の予定だが、利用にあたっては個人番号カードが必要となり、個人番号通知が到着後、カードの作成を申請いただき、そのカードが役場から交付された後、利用可能となる
 自治 個人番号カードは、住基カードとの交換になるのか
 行政 住基カードは個人番号カードを申請されたら交換になる。個人番号カードを申請されなければ、現在使用している住基カードの有効期限内は使えるが、その次からは住基カードは発行されない。また、住基カードではコンビニにおいての住民票の交付はできない
 自治 個人番号カードの利用についての情報提供は

行政 総務省のホームページで詳しいことが公開されているが、広報はりま8月号からこの制度の手続きなどについて連載している。また、役場内に10月から専用ダイヤルを設ける予定であり、出前講座の「わくわく講座」でもマイナンバー制度にかかわる講座も設けてあるのでご利用いただければと思う
 自治 コミセンや図書館のスロープや階段に手すりがないので付けてほしい
 行政 今後、現状も見ながら検討する。播磨町駅周辺や図書館の前の道路などは、播磨町バリアフリー構想で改善を進めている
 自治 古い土のう袋は、劣化してポロポロになってくるので対応願いたい
 行政 新しい土のう袋は、紫外線対策の袋に換えているので、古い袋のものも順次これに変わっている。土のうについては、台風前、業者に依頼し必要な箇所に置いてある。水田川には止水板も設置し、土のうと並行して水害に備えている